



宮 崎 県 公 報

平成25年12月9日(月曜日) 第 2547 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 1
- 民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………(“) 2

頁

- 道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(5件)……………(“) 3

公 告

- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験の合格者……………(家畜防疫対策課) 4
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4

告 示

宮崎県告示第 712号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
そうごう薬局 細野店	小林市	薬局	平成25年12月1日

宮崎県告示第 713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
そうごう薬局 細野店	小林市	薬局	平成25年12月1日

宮崎県告示第 714号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字権現谷乙31-10-4(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 715号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字奈留字山ノ根4470-10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 716号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字小池 796・797
- 1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 717号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第1882号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する高原町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高原町役場

内村明

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1882号によること。

宮崎県告示第 718号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字ヲソノ 崎4366番 3 地先から同 郡同村同大 字同字4366	旧	16.3～ 16.9	19.1
				新	15.5～ 15.7	19.1

			番 3 地先 ま で			
--	--	--	------------------	--	--	--

宮崎県告示第 719号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 上渡川字宮 田1246番 6 地先から同 郡同町同区 上渡川同字 1246番 1 地 先まで	旧	6.9～ 9.5	8.1
				新	6.9～ 20.6	8.1

宮崎県告示第 720号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字杭 谷 590番 1 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 590番 1 地 先まで	旧	6.3～ 14.6	19.4
				新	6.3～ 17.9	19.4

宮崎県告示第 721号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
440	県道	高畑山本城線	串間市大字本城字猪ノ久保3093番2地先から同市同大字別府下25番2地先まで	旧	6.5 ~ 9.4	122.0
					8.0 ~ 34.2	132.5
			新	11.2 ~ 25.0	122.0	

宮崎県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越650番5地先から同郡同村同大字同字636番1地先まで	平成25年12月9日

宮崎県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字宮田1246番6地先から同郡同町同区	平成25年12月9日

上渡川同字1246番1地先まで

宮崎県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
234	県道	中渡川下三ヶ線	東臼杵郡美郷町南郷区中渡川字杭谷590番1地先から同郡同町同区中渡川同字590番1地先まで	平成25年12月9日

宮崎県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字恒久字上代1527番1地先から同市同大字同字1542番2地先まで	平成25年12月9日

宮崎県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年12月9日から平成25年12月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字猪ノ 久保3093番 2 地先から 同市同大字 字別府下25 50番 2 地先 まで	平成25年12月 9 日

公 告

平成25年 9 月30日から10月30日まで実施した家畜人工授精及び家

改正前

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧
(平成25年 6 月 2 日現在)

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]		
江南保育園	〃 大淀 2 丁目 4 番20号	70
[略]		
大塚町中区自治公民館	〃 大塚町樋之口1992番地 1	300
[略]		
宮崎市田野文化会館	〃 田野町甲2818番地	500
宮崎市立佐土原地区 公民館	〃 佐土原町上田島1680番 地	250
[略]		
宮崎市高岡福祉保健 センター	〃 高岡町内山2877番地	130
[略]		

改正後

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧
(平成25年11月25日現在)

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]		
[略]		
大塚町中区自治公民館	〃 大塚町樋之口1992番地 1	300
希望ヶ丘自治公民館	〃 希望ヶ丘 2 丁目17番地 13	30
[略]		
宮崎市田野文化会館	〃 田野町甲2818番地	500
宮崎市佐土原地区交 流センター	〃 佐土原町上田島1689番 地	200
[略]		
宮崎市高岡福祉保健 センター	〃 高岡町内山2877番地	130
宮崎市高岡交流ブラ ザ	〃 高岡町浦之名4365番地 4	200
[略]		

畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講
番号のとおりである。

平成25年12月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設とし
て市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理
委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月 9 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規
定に下線で示すように改正する。